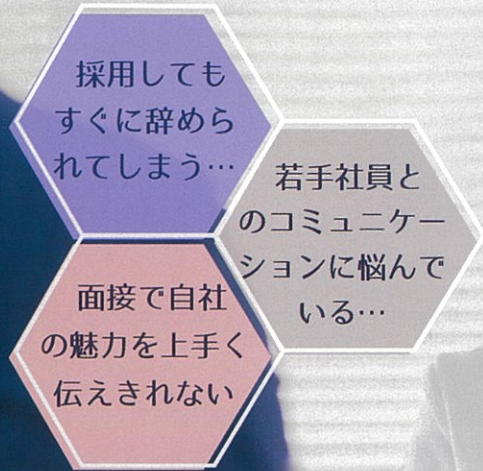


## 内定承諾 & 定着率アップの秘訣とは？



「選ぶ面接」から「選ばれる面接」をテーマに、面接官が求職者を魅了するポイントや面接の際に聞くべき事柄や、内定辞退などの企業と求職者とのミスマッチを事前に防ぐ方法を学びます。

### カリキュラム

#### 第1部 内定承諾率を高める面接のコツ

オンライン面接が主流となった今、求職者との信頼関係を築くことがより一層難しくなっています。限られた面接の時間で、他社に負けない魅力を伝え、内定承諾につなげられる面接手法をお伝えします。



#### 第2部 コミュニケーション術

せっかく採用した社員が短期間で辞めてしまっは意味がありません。「〇〇ハラ」が注目される今、社員との適切な距離感と信頼関係を築くコミュニケーションのコツを、具体的に解説します。

### 講師プロフィール 株式会社UNIMUNI 取締役 大池 慶近 氏



1972年長野県軽井沢生まれ。21歳で起業するも倒産し、多額の借金を抱えるが、イタリアブランドに入社し1年4か月で銀座本店のトップセールスとなり借金を完済する。その後、産業能率大学で経営を学び、多数の企業で取締役を歴任。現在は大学で就活セミナー講師としても活躍。実務経験に基づく分かりやすい人材育成セミナーは高い評価を受け、現在までに2000名以上の指導実績を持つ。

### お申込方法 「他社と差がつく面接官向けセミナー」

右記QRの申込フォームからお申込ください。

申込締切：令和8年3月2日（月）



他社と差がつく！

# 面接官向け

セミナー

日時

R8 **3・11** (水)

14:00～16:00

会場

刈谷商工会議所  
大会議室

対象者

市内に事業所を有する個人及び法人、又は刈谷商工会議所会員

定員

20名

受講料 無料

主催

刈谷市・刈谷商工会議所

問合せ

刈谷市 産業環境部 商工業振興課  
刈谷市東陽町1丁目1番地 ☎ 0566-62-1016

知名度ゼロでも勝てる。

「採用の常識」を覆す、人材採用・活用セミナー

～採用難の時代を勝ち抜く、新たな採用手法と組織変革～

参加費  
無料

求人を出しても  
応募が来ない

大手企業に  
人材を取られ  
てしまう

こんなお悩みありませんか？  
年々厳しくなる採用市場を  
どのように戦うべきかを  
実績ベースにお伝えします。

講師プロフィール

松岡 大介 氏

株式会社キャリアサバイバル / 国家資格キャリアコンサルタント

大学卒業後、アチーブメント株式会社に入社。コンサルタントとして、100名以下の中小企業から3,000名を超える一部上場企業まで、階層別研修、新卒採用コンサルティング、人事評価制度設計等に従事し、組織変革の現場を多数経験する。

2022年に株式会社キャリアサバイバルを設立。現在はAIを活用した製造業DXサービス「KAKO虎」や動画解析サービス「スマートコーチ」を展開する。

自社経営においても採用戦略を最重要課題と位置づけ、創業から優秀人材のリクルーティングに成功。コンサルタント時代に培った人事理論と、現役経営者としての実践知を融合させ、机上の空論ではない「生きた採用ノウハウ」を伝えている。

日本経済新聞や日刊工業新聞などメディア露出多数。



日時 令和8年3月16日(月)14時～17時

対象 採用担当部署の管理監督者または担当者  
※ただし、刈谷市雇用対策協議会会員企業  
または刈谷商工会議所会員企業に限る

定員 20名(先着順)

場所 刈谷市産業振興センター  
305会議室

セミナー内容

採用市場の現在地とAIの台頭

採用市場は激戦でも、  
「やりたい人」が溢れている市場とは  
中小企業が認知を獲得するための  
「入り口」としての採用戦略

採用成功事例

実際に転職に至った  
リアルなプロセスを公開

受け入れ体制が会社を強くする

「脱・属人化」と「業務の仕組み化」  
外部の風を入れることで、  
組織が自然と尖っていく理由。

申込みはこちら



刈谷市雇用対策協議会事務局  
(刈谷市産業環境部商工業振興課内)

TEL0566-62-1016

FAX0566-27-9652

# 令和8年度 ビジネスマナー講座

## 講座のねらい

本講座では、働く環境の変化に伴い、仕事に対する基本的な心構えや円滑にビジネスを進めていくための社会人としてマナーを身につけ、信用・信頼を得る人材になるための講座です。マナー、コミュニケーション力、職務行動力を認識し、場に応じた表現(対応)をすることで企業イメージの向上につながります。信用・信頼を得るためのビジネスマナーの基本、コミュニケーション力を身につける内容となっています。ぜひ、この機会にご参加ください。

**日時** 令和8年4月2日(木)10:00～17:00 ※昼食用のお弁当をご用意します。

**定員** 30名(定員になり次第締め切ります。) **対象者** 刈谷市内企業または当所会員企業(市外含む)

**場所** 刈谷商工会議所 2階会議室またはホール

**講師** 有限会社幸プランニング 代表取締役社長 長野ゆき子 氏

**受講料** 会議所会員特別価格 1名につき 2,200円(テキスト代・昼食代含む)

【税抜 2,000円 消費税額(税率10%)200円】

会議所非会員価格 1名につき 22,000円(テキスト代・昼食代含む)

【税抜 20,000円 消費税額(税率10%)2,000円】

(刈谷商工会議所 登録番号 T4180305005103)

※受講料は、3月6日(金)までに下記の口座にお振込みください。

なお、振込手数料はご負担ください。

【振込先】碧海信用金庫 刈谷支店 普通 0354701 刈谷中小企業相談所 加藤英樹 宛  
三菱UFJ銀行 刈谷支店 普通 0256447 刈谷中小企業相談所 加藤英樹 宛

**申込** 申込フォーム(<https://forms.gle/2ZHSK4zDxj64g9eq8> または下記QRコード)、下記参加申込書のいずれかより必要事項の入力(記入)の上、2月27日(金)までにお申込みください。キャンセルは3月27日(金)17:00 まで受付いたします。

**問合せ** 刈谷商工会議所(担当:田中)  
TEL:0566-21-0370 FAX:0566-24-6049



## 4/2(木)開催『令和8年度ビジネスマナー講座』受講申込書

事業所名	住 所
T E L	担当者名
受講者名 (複数名可)	

※ご記入いただきました情報は、各種連絡、情報提供のために利用いたします。

# 令和8年度ビジネスマナー講座

## ■ポイント■

### ～ ビジネスマナー、ビジネスコミュニケーションも学びます ～

本講座は、新入社員はもとより、一般社員の方々にもお役に立てる内容となっています。ビジネスマナーの目的は、社会人として礼儀を身につけ、信用・信頼を得る人材になるための講座です。職務行動力が必要とされ、場に応じた目に見える知識・態度・スキルを身につけて表現することが、企業イメージの向上につながります。応対力に必要なとされる心理学を取り入れたビジネスマナーを身につけていただく講座です。

## ■主な内容■

### 1. 厳しい時代を生き抜く社員としての心構え

- 学生と社会人・職業人としての大切な心構え ●会社組織の一員としての職務行動力を支える3つの能力

### 2. コミュニケーションの基本

- 指示・命令のあり方、聞く・聴く・訊く力をつける ●報告・連絡・相談の大切さ、伝える力をつける

### 3. ビジネスマナーの基本とあり方実習

- 第一印象 笑顔・お辞儀・挨拶・身だしなみ
- 場面に応じた動作&姿勢
- 正しい言葉遣いと印象のよい話し方
- 名刺の扱い方

### 4. 電話対応のあり方と実習

- 電話の受け方・取りつぎ方・かけ方・こんな場合はどうするか(事例)

### 5. 来客対応の流れと対応のあり方と実習

- 来社予定の確認 応接室の準備・出迎えと受付・取次・案内・お茶の出し方・お見送りの基本

## ■講師ご紹介■

(有)幸プランニング 代表取締役社長 **長野 ゆき子** (ながの ゆきこ) 氏

<ご紹介>三重県津市生まれ。企業役員秘書、生保会社指導所長を歴任。平成5年研修コンサルティング会社**有限会社 幸プランニング**を設立、代表取締役に就任、特定非営利活動法人優和キャリアサポート協会代表理事。企業内研修講師・大学非常勤講師、福祉サービス第三者評価調査者登録(愛知県・三重県)、介護福祉士、産業カウンセラー、パフォーマンス教育協会公的資格認定エグゼクティブパフォーマンスインストラクター(認定パフォーマンス心理士)、交流分析応用心理士、人間関係心理士、(一社)日本総合教育支援協会スクール臨床心理支援員、臨床心理支援技法士、日本アンガーマネジメント協会 AMFT・AGTI®、JIPCC 日本プロフェッショナルキャリアカウンセラー協会認定プロフェッショナル・キャリア・カウンセラー®、秘書技能検定1級、(一社)エコステージ協会エコステージ評価員(0463)。著書には「自己表現を身につけてコミュニケーション能力スキル力を磨くコミュニケーション能力スキル&ビジネスマナー」がある。



長野 幸子  
(有)幸プランニング

# 中小受託取引適正化法 対応チェックシート



2026年1月、「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」は「中小受託取引適正化法（取適法）」に改称となり、適用対象や禁止行為が拡大されました。改正内容を踏まえ、自社の取引が適切に対応できているかを確認するため、本チェックシートをご活用ください！

## ✓ 対象取引の確認

※従来の呼称の変更

親事業者→委託事業者 / 下請事業者→中小受託事業者 / 下請代金→製造委託等代金

### STEP-1 取引内容

製造委託、修理委託、<sup>追加</sup>特定運送委託  
情報成果物作成委託・役務提供委託  
(プログラム作成、運送・倉庫保管、情報処理)

情報成果物作成委託・役務提供委託  
(プログラム作成、運送・倉庫保管、情報処理を除く)

### STEP-2 資本金

委託事業者 3億円超  
受託事業者 3億円以下  
もしくは  
1千万円超～3億円以下 1千万円以下

委託事業者 5千万円超  
受託事業者 5千万円以下  
もしくは  
1千万円超～5千万円以下 1千万円以下

### STEP-3 従業員数

委託事業者 300人超  
受託事業者 300人以下

委託事業者 100人超  
受託事業者 100人以下

取適法対象

## ✓ 取適法対応ポイント

契約書・社内記録  
の確認

- 発注内容（給付の内容、代金、支払期日、納品日（役務提供日）等）を書面または電磁的方法で明示しているか
- 取引に関する記録を、取引完了後2年間保存する体制（マニュアル等）が整っているか

価格協議の義務

- 価格変動要因があった際に、中小受託事業者からの価格協議の申し出に応じているか
- 協議の場で、中小受託事業者に合理的な説明を行わず、一方的に代金を決定していないか
- 営業・購買担当など現場への浸透は図れているか

支払方法の確認

- 納品日（役務提供日）から60日以内に支払期日を定めているか **NG未締め翌々月払い**
- 振込手数料を中小受託事業者に負担させていないか（製造委託等代金から差し引いていないか）
- 経理・営業・購買担当など現場への浸透は図れているか

手形払いの  
廃止等

- 手形払いを廃止しているか
- 電子記録債権やファクタリング等の一括決済手段を用いる場合は、納品日（役務提供日）から60日以内に、製造委託等代金の満額を現金で受領できる仕組みとなっているか

型取引の確認

- 金型以外の型や特殊な治工具の製造委託についても、取適法を遵守しているか
- 当面発注見込みのない製品の金型等を中小受託事業者が無償保管させていないか

# 速報 令和8年度 税制改正のポイント

日商「税制改正 特設サイト」▶



※本チラシは2025年12月19日公表の与党税制改正大綱に基づいて作成しています。

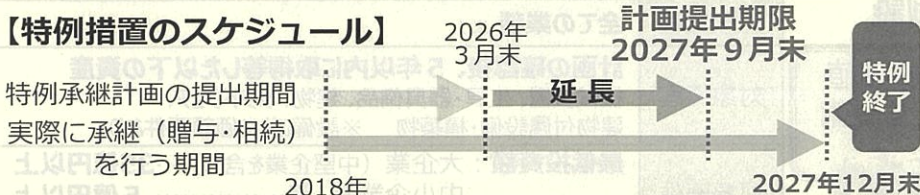
## I. 事業承継税制の活用促進に向けた見直し

### ○法人版事業承継税制特例措置における特例承継計画の提出期限の延長

⇒ 事前計画の提出期限を、2027年9月末まで1年6か月延長



#### 【特例措置のスケジュール】



商工会議所の  
強力な要望により  
計画提出期限を延長!



#### 事業承継税制(特例措置)とは

先代から非上場自社株を贈与・相続する際の税負担が100%猶予（要件を満たすと免除）される制度。2027年末までの時限措置

#### 税制活用までの基本的な手続きの流れ（贈与の場合）

- Step 1 : 特例承継計画を都道府県庁へ提出する <2027年9月末まで>
- Step 2 : 後継者が自社の役員に就任する <代表取締役就任直前まで>
- Step 3 : 後継者が代表取締役役に就任し、先代から自社株を譲り受ける <2027年12月末まで>
- Step 4 : 認定申請書を都道府県庁へ提出し認定を受ける <贈与を受けた翌年の1月15日まで>



## II. 消費税インボイス制度における負担軽減措置の拡充・見直し等

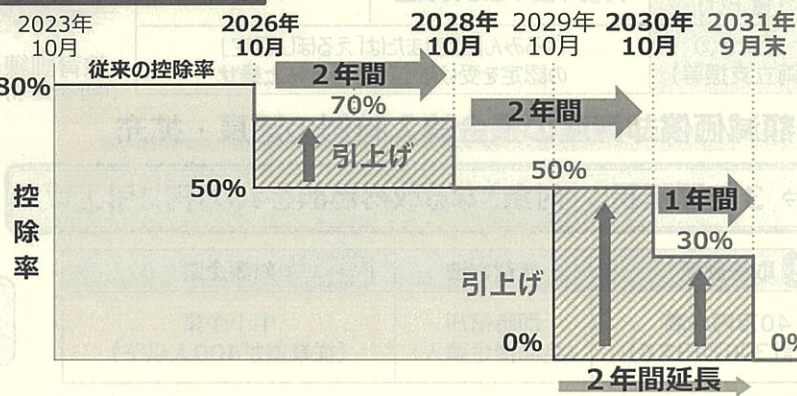
### ① 免税事業者等からの仕入に係る負担軽減措置の控除率の引上げと適用期限の延長

消費税インボイス制度導入により、原則、免税事業者からの仕入において仕入税額控除できないが、免税事業者の取引排除を防ぐ等の目的から、仕入税額の一部の控除を認める措置が導入されている

⇒ 2026年10月以降の控除率を引上げ、負担軽減措置の適用期限を2年間延長



#### 【今後のスケジュール】



税の公平性の観点からも  
予定通り廃止・縮小すべき



商工会議所の  
強力な要望により  
延長・拡充を実現

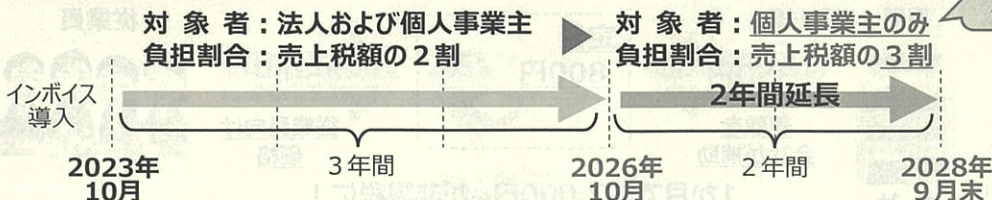


### ② 免税事業者が課税転換した際の納税額に係る負担軽減措置の延長

免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の一定割合に軽減する措置が導入されている

⇒ 個人事業主を対象として、売上税額の3割に見直したうえで、2028年9月末まで2年間延長

#### 【今後のスケジュール】



既に本措置を適用している  
個人事業主も適用可能



裏面に続く

### Ⅲ. 中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制の延長・拡充

#### ① 研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制の延長・拡充

⇒ 3年間延長し、中小企業技術基盤強化税制に繰越控除措置を導入  
 ⇒ 重点産業分野を対象にした、戦略技術領域型を創設

繰越控除の導入は11年ぶり  
 複数年での措置は初めて

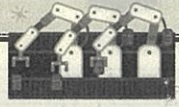
	控除上限	控除率	繰越控除	対象
(選択)				
一般型	20%~35%	1%~14%	—	中小企業以外も対象
中小企業技術基盤強化税制	25%~35%	12%~17%	3年間	中小企業のみ対象
戦略技術領域型 ※1	10%	40%~50%	3年間	中小企業以外も対象
オープンイノベーション型	10%	20%~30%		(上記と併用可)

商工会議所の要望により  
 繰越控除措置が導入

※1：AI、先端ロボット、量子・半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙等の重点産業技術に関する研究開発が対象

#### ② 大胆な設備投資促進税制の創設

⇒ 国内における大規模で高付加価値な投資を推進するため、新たな設備投資減税を創設



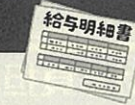
対象業種	全ての業種 ※1
対象資産	計画の確認後、5年以内に取得等した以下の資産 機械装置、工具・器具備品、建物、ソフトウェア、 建物付属設備・構築物 ※設備ごとに価額要件あり
対象要件	最低投資額：大企業（中堅企業を含む）…35億円以上 中小企業者等……………5億円以上 投資利益率：15%以上
内容	即時償却または税額控除7%（建物・建物付属設備等は4%）※2 3年間の繰越控除措置を導入 ※3

※1：産業競争力強化法に基づく計画の確認手続きを受けた事業者  
 ※2：控除上限…法人税額の20%  
 ※3：事業環境の急激な変化に係る対応計画の認定を受けた事業者

### Ⅳ. 中小企業の経営基盤強化に資する税制

#### ① 中小企業向け賃上げ促進税制の維持・継続

	中小企業（資本金1億円以下）	
	要件	税額控除率
基本	雇用者全体の給与総額 増加率+1.5%以上	給与増加額 ×15%
繰越控除措置	繰越期間5年間	
上乗せ① (賃上げ)	対前年度+2.5%以上	+15%
上乗せ② (両立支援等)	「くるみん認定」または「えるぼし認定」 の認定を受けた企業は+5%上乗せ	



大幅な賃上げが実施される中、  
 もはや税制による後押しは不要

商工会議所の強力な要望により  
 中小企業向け賃上げ促進税制は死守

一方で… 大企業向け税制……2025年度末で廃止  
 中堅企業向け税制…2026年度末で廃止  
 教育訓練費増加による上乗せ措置…2025年度末で廃止  
 (中小企業向け賃上げ促進税制においても、教育訓練費増加による上乗せ措置は廃止)

#### ② 少額減価償却資産の損金算入特例の延長・拡充

⇒ 3年間延長し、対象となる取得価額を40万円に引上げ

拡充	取得価額	償却方法	見直し	対象企業
	40万円未満 (合計300万円まで)	即時償却 (全額損金算入)		中小企業 (従業員が400人以下)

商工会議所の要望により  
 対象となる取得価額が引上げ

#### ③ 従業員への「食事補助」に対する非課税上限の引上げ

⇒ 非課税上限額を月額7,500円に引上げ

従業員への福利厚生強化  
 と手取り増を後押し!

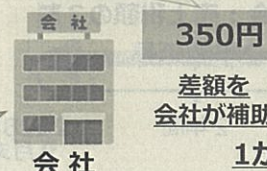
- 従業員が食事代金の半額以上を負担し、かつ補助額が月額7,500円以下の場合、所得税が非課税になる措置
- 社食や弁当等の代金補助、商品券等の提供等の方法が可能（金銭による支給は対象外）

##### 【食事補助の例】

定価800円の弁当を  
 450円で提供する場合

福利厚生として  
 食事代金の一部を補助

原則は課税対象



定価  
 800円

450円  
 従業員向け  
 価格

1か月で約7,000円※が非課税に!

※350円×約20営業日=約7,000円

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

# 最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です。

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください。

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

## 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

## キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

## デジタル化・AI導入補助金

## ものづくり補助金

## 省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

※本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

特設サイト  
はこちらから

厚生労働省  
賃金引き上げ特設ページ



中小企業庁  
ミラサポplus



## 業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

### 拡充!

- 対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未滿まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

〈補助上限〉30万円～600万円 〈助成率〉3/4～4/5

〈助成対象経費の例〉 機器・設備の導入:POSレジシステム導入による在庫管理の短縮  
経営コンサルティング:国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し  
その他:顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら



### 申請先

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

### 問合せ先

業務改善助成金コールセンター:0120-366-440(受付時間 平日 9:00～17:00)

## キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

〈対象となる方〉

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑦までのいずれかを実施した事業主。

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ①正社員化コース           | ④賃金規定等共通化コース    |
| ②障害者正社員化コース        | ⑤賞与・退職金制度導入コース  |
| ③賃金規定等改定コース        | ⑥社会保険適用時処遇改善コース |
| ⑦短時間労働者労働時間延長支援コース |                 |

〈支援内容〉 ※賃金規定等改定コースの場合  
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未滿 4万円 5%以上6%未滿 6万5,000円

4%以上5%未滿 5万円 6%以上 7万円

詳しくはこちら



### 問合せ先

都道府県労働局

※助成額は令和7年度の内容です

## デジタル化・AI導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

### 拡充!

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未滿」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大450万円

補助率:1/2～4/5

### 問合せ先

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター:  
0570-666-376

詳しくはこちら



## 中小企業省力化投資補助金(一般型) ものづくり補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

### 拡充!

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未滿」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大1億円 ※従業員数による

補助率:1/2～2/3

詳しくはこちら

### 問合せ先

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター:  
0570-099-660



生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

### 拡充!

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未滿」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大4,000万円

補助率:1/2～2/3

詳しくはこちら

### 問合せ先

ものづくり補助金事務局サポートセンター:  
050-3821-7013



## 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。 ※令和7年度の交付申請は11月28日(金)まで！

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～500万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

(※1)建設業の場合  
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算  
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

詳しくはこちら



## 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

詳しくはこちら



※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

## 人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

詳しくはこちら



(※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

## 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

## 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

## 小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型・通常枠

補助上限:50万円(賃金引上げ特例:150万上乘せ)

補助率:2/3(賃金引上げ特例:赤字事業者は3/4)

### 問合せ先

<一般型・通常枠>

商工会地区補助金事務局HP

商工会議所地区補助金事務局HP

電話番号:03-6634-9307

詳しくはこちら



商工会地区



商工会議所地区

## 成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助上限:最大5億円

補助率:1/2

要件:100億宣言を行っていること

投資額1億以上 他

詳しくはこちら



## 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

### 問合せ先

・一般社団法人環境共創イニシアチブ

・(I)工場・事業場型

(先進枠) 03-5565-3840

(一般枠/中小企業投資促進枠)

03-5565-4463

・(II)電化・脱炭素燃転型

03-5565-3840

・(IV)エネルギー需要最適化型

03-5565-4773

詳しくはこちら



## 中小企業新事業進出補助金

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

補助上限:最大9,000万円

補助率:1/2

### 問合せ先

新事業進出補助金事務局(コールバック予約システム):

<https://shinjigyou.resv.jp/>

詳しくはこちら



## 賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

### 全企業・中堅企業

全雇用の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除

### 中小企業

全雇用の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除

詳しくはこちら



## 固定資産税の特例措置

生産性向上や賃上げに取り組む事業者が、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、償却資産に係る固定資産税の特例措置を受けることができます。

(※)雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる場合は課税標準が3年間1/2に、3.0%以上増加させる場合は5年間1/4に軽減されます。

### 問合せ先

<先端設備等導入計画の作成等>  
・先端設備等の導入先の市区町村  
<税制>  
・中小企業税制サポートセンター  
03-6281-9821

詳しくはこちら



## 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

### 問合せ先

日本政策金融公庫  
電話番号:0120-154-505

詳しくはこちら



## 賃上げ貸付利率特例制度

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

### 問合せ先

日本政策金融公庫  
電話番号:0120-154-505

詳しくはこちら



## 賃金引き上げ特設ページ(厚労省)

最低賃金の情報や賃上げ事例を発信！  
賃金引き上げに向けた取組事例や各都道府県の賃金引き上げ支援策を掲載

- ◆ 最低賃金額や発効日等の情報、賃金引き上げの取組事例等を掲載しています。
- ◆ 厚生労働省の運営する「最低賃金特設サイト」内に設置しています。

詳しくはこちら



## 賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト(中企庁)

賃上げや最低賃金の対応をサポート！  
収益向上のヒント、補助金・助成金・税制・相談窓口などをまとめてチェック

- ◆ 賃上げ原資の確保に役立つ支援策を一覧で参照できます。
- ◆ 中小企業庁の運営する補助金サイト「ミラサポplus」内に設置しています。

詳しくはこちら



## 適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(改正下請法)」や「価格交渉に関する講習会の案内、受託取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。

詳しくはこちら



## 働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が  
企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

詳しくはこちら



問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

## よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！

- ◆ 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。

問合せ先

詳しくはこちら

各都道府県のよろず支援拠点



## 取引かけこみ寺

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

全都道府県に設置

電話での御相談、  
オンラインでの御相談、  
対面での御相談が可能です！

- ◆ 相談無料
- ◆ 秘密厳守
- ◆ 匿名相談可能

問合せ先

詳しくはこちら

フリーダイヤル：0120-418-618  
※お近くの「取引かけこみ寺」につながります。



## 伴走支援の強化

今回の最低賃金引き上げに伴い各支援機関での伴走支援の強化を行っております。最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関(商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継引継ぎセンター等)までお越しください。  
※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトからご確認ください。

消費税の期限内納付のために **インボイス発行事業者の方必見!**



# 計画的な納税資金の積立てを!

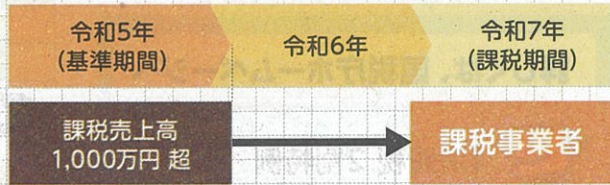
Point

## 消費税の確定申告が必要な事業者とは?



基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

Point

## 計画的な納税資金の積立てには予納ダイレクトが便利です!

### Q. 予納ダイレクトとは?

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

定期的に均等額を予納すると...



### 予納ダイレクトのメリット

- 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避

定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

### サイトと動画でもっと詳しく!

詳しくは、国税庁ホームページへ

YouTubeでも紹介しています!

確認しながら作業ができる!

「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ



ダイレクト納付を利用した予納と分割納付のご紹介▶



納税額・積立額の目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業(第1種事業)		小売業、農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)(第2種事業)		農林漁業(左記に該当するものを除くなど)(第3種事業)		飲食店業など(第4種事業)		金融・保険業、運輸通信業など(第5種事業)		不動産業(第6種事業)		
	みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%						
売上に対する納税額の目安率	1.0%	2.0%	3.0%	4.0%	5.0%	6.0%							
年間課税売上高	年間課税売上高	年間課税額	積立目安月額	年間課税額	積立目安月額	年間課税額	積立目安月額	年間課税額	積立目安月額	年間課税額	積立目安月額	年間課税額	積立目安月額
1,000万円	84万円	10万円	0.9万円	20万円	1.7万円	30万円	2.5万円	40万円	3.4万円	50万円	4.2万円	60万円	5.0万円
2,000万円	167万円	20万円	1.7万円	40万円	3.4万円	60万円	5.0万円	80万円	6.7万円	100万円	8.4万円	120万円	10.0万円
3,000万円	250万円	30万円	2.5万円	60万円	5.0万円	90万円	7.5万円	120万円	10.0万円	150万円	12.5万円	180万円	15.0万円

※上記積立目安月額額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和7年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

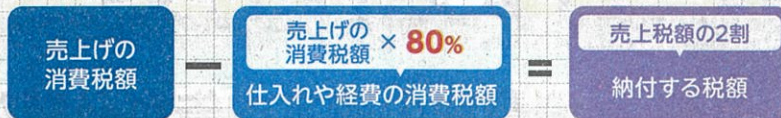
例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、約**1.7万円**になります。

## Point

# インボイス発行事業者の方へ! 『2割特例』ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

### ●計算イメージ



### ●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500 万円	50 万円	10 万円	0.9 万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

詳しくは、国税庁ホームページへ



「消費税 2割特例  
特設ページ」へ



### インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター  
Tel0120-205-553  
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に関する各省庁等の相談窓口一覧



選べる便利な  
納付方法はこちら!

## 納税はキャッシュレス納付

納付書不要で納付できます! /

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネット バンキング等による 電子納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	e-Taxで申告後、e-Taxを経由して、「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、納付する方法

詳しくは、国税庁  
ホームページへ



※申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書を送付することはありません。

**YouTube**  
でも紹介しています!

使うと便利!  
キャッシュレス  
納付方法のご案内



## Point

### 納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。  
税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、国税庁  
ホームページへ



## Point

### マイナンバーカード及び電子証明書の期限にご注意ください!

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続きやマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続きをお願いします。

詳しくは、  
デジタル庁公式note



# 事業者向けカスハラ相談窓口



2025年10月1日

『愛知県カスタマーハラスメント防止条例』施行

ご利用  
無料

## 相談員が丁寧に回答します

必要に応じてハラスメント対策や労務管理の専門家をアドバイザーとして派遣します

### 相談内容 (事例)

- カスハラ防止対策として、何から始めたら良いのでしょうか？
- 従業員を守るためにマニュアルを整備したいのですが、注意点はありますか？
- カスハラを受けた場合には、どのように対応したら良いのでしょうか？
- どこまでが正当なクレームでどこからがカスハラとなるのでしょうか？



### ご利用 対象

愛知県内に本社または事業所がある企業・団体等

まずは、下記までご相談ください。

### ご利用 方法

電話

TEL 052-990-6287

月～金曜日 9:00～18:00

※土日、祝日及び12/29～1/3は除く

オンライン  
(相談フォーム)

下記URLまたは右の二次元コードよりご相談ください。全日24時間受付

<https://forms.office.com/r/MrFqcw2UHg>



詳しくは裏面をご覧ください



# 事業者向けカスハラ相談窓口

設置期間: 2025年9月17日から2026年3月31日まで

## ご利用の注意点

本窓口は、「カスタマーハラスメントの防止対策」に関する一般的な考え方をお伝えしたり、防止対策に取り組もうとする事業者へアドバイスを行う相談機関です。したがって、例えば「これがカスハラに該当するのか」といった個別事案への法的判断や、事業者と顧客のトラブルについて専門相談員が解決のための交渉を行うことはできません。内容によっては、お答えできない場合がございます。予めご了承ください。

ご利用  
無料

### 電話

・ご相談は、原則として1回あたり最大30分までとさせていただきます。

### オンライン(相談フォーム)

・ご相談・ご質問内容を、ポイントを明確にして簡潔におまとめいただき、相談フォームに記載して送信してください。  
・回答にはお時間がかかる場合があります。

※資料等がある場合にはオンライン会議ツールによる相談も可能です。

### 労働者の方へ

労働者が相談できる窓口として、県の労働相談窓口があります。詳しくは下記のURLまたは右の二次元コードよりご確認ください。

・愛知県労働相談

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodofukushi/0000000053.html>



## アドバイザー派遣

2026年3月31日まで実施

### 対象

カスタマーハラスメントの防止対策を検討する県内事業者のうち、上記の相談窓口にてアドバイザー派遣が必要と認められた場合

### 募集企業数

10社程度  
(支援数の上限に達した場合は申込を締め切ります)

### 派遣回数・費用

1社あたり5回まで(無料)

### 申込方法

まずは、相談窓口にご連絡ください

詳しくはウェブサイトをご確認ください。



### 相談窓口でヒアリング

現状や支援を希望する内容を詳細にお伺いし、カスタマーハラスメント防止対策に関する課題を整理します。

### アドバイザーの選任

ヒアリングの内容をもとに適切なアドバイザーを選任します。

### アドバイザー派遣 ※1社3~5回

アドバイザーが訪問して、課題解決に向けた伴走支援を行います(1回あたり2時間程度)。  
※オンライン会議ツールを活用した支援も可能です。

### 支援内容

#### 1回目

・支援を希望する内容及びそれに対する課題を把握します。

#### 2~4回目

・1回目に把握した内容に基づき、企業に対して支援を行います。

#### 5回目

・支援させていただいた内容を最終確認し、運用上のアドバイスを行います。

## お問い合わせ

愛知県カスタマーハラスメント防止対策事業(啓発及び相談・助言)事務局(株式会社パナソニック)

営業時間: 月~金曜日 9:00~18:00 ※土日、祝日及び12/29~1/3は除く

電話番号: 052-990-6287

国道419号 下り本線（高浜方面） 刈谷市松栄町交差点付近～松栄町3丁目交差点付近



## 終日車線減少規制

日頃より、愛知県の建設行政に対してご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、国道419号にあるボックスカルバート（BOX4・5）の老朽化に伴い補修工事を実施することになりました。

工事期間中は松栄町交差点付近～松栄町3丁目交差点付近（高浜方面）において、終日車線減少規制を行うことになるため、沿道にお住まいの皆様及び道路利用者様には大変ご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

規制予定期間： 令和8年1月7日（水曜日）～3月上旬頃（当初工期）  
： 令和8年3月31日（火曜日）まで（延長）

規制区間： 国道419号下りアンダーパス本線（高浜方面）  
刈谷市松栄町交差点付近～松栄町3丁目交差点付近

規制内容： 終日車線減少規制（高浜方面2車線の内1車線を規制）

※規制予定期間は関係機関との協議や今後の工事進捗により変更となる可能性があります。

※工事期間中は国道419号及び周辺道路で渋滞が予想されます。



### 工事に関するお問い合わせ

工事発注者： 愛知県知立建設事務所 維持管理課 横田雄一郎 若林博志  
維持修繕グループ TEL：0566-82-3228  
工事受注者： 角文株式会社 土木事業部 TEL0566-22-1813  
現場代理人・主任技術者 近藤康之 TEL090-6614-8432